

第3期 神崎市地域福祉計画 (概要版)

～みんなで支え合い、
誇りと笑顔あふれる神崎市～



令和3年3月

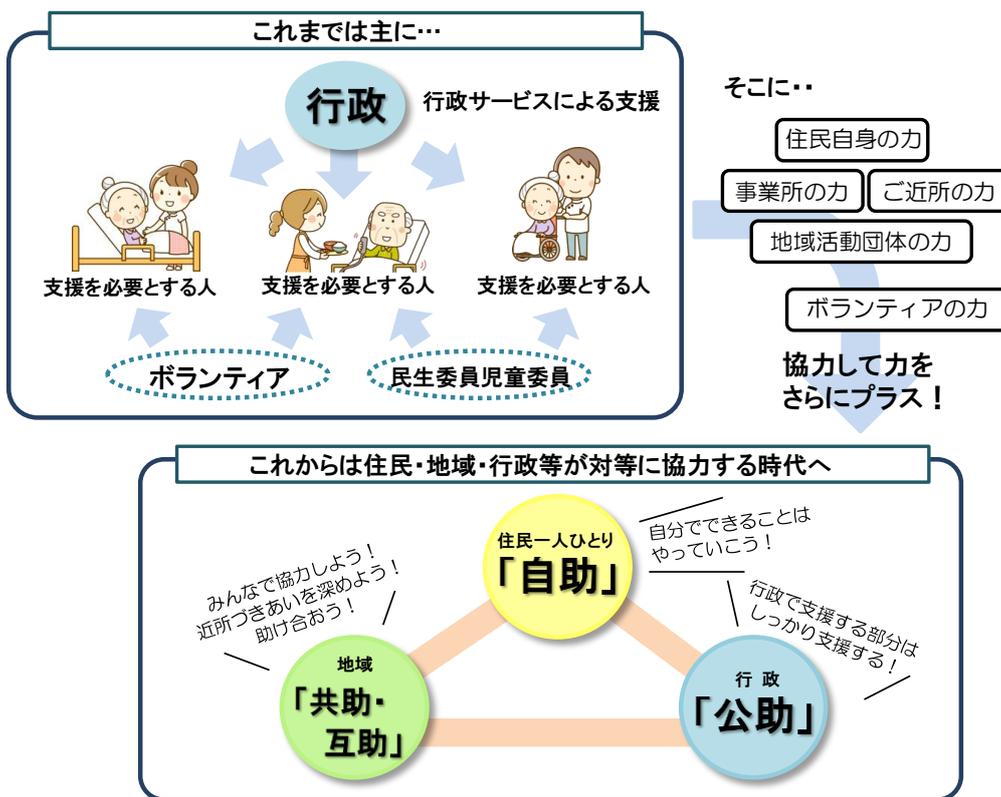
佐賀県神崎市

1. 地域福祉計画とは

地域福祉とは、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉などの対象者ごとの福祉サービスだけではなく、地域に暮らす人や地域で活動する団体・事業者、そして行政が一体となって、自分たちが住んでいる地域社会の生活課題を発見し、解決していこうとするものです。

具体的には、支援を必要としている人やその家族が、地域社会の中で自立した生活を送ることができるよう、公的サービスのみならず、地域住民のふれあい交流活動や見守り活動、助け合い活動、健康づくりといった支援・支え合いを、地域でお互いに行っていくを言います。

その「地域での支え合い」を含め、住民と行政とが協働しながら、どのように地域福祉を進めていくか定めたものが地域福祉計画です。



2. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間途中においても、必要に応じて見直しを行うものとしてします。

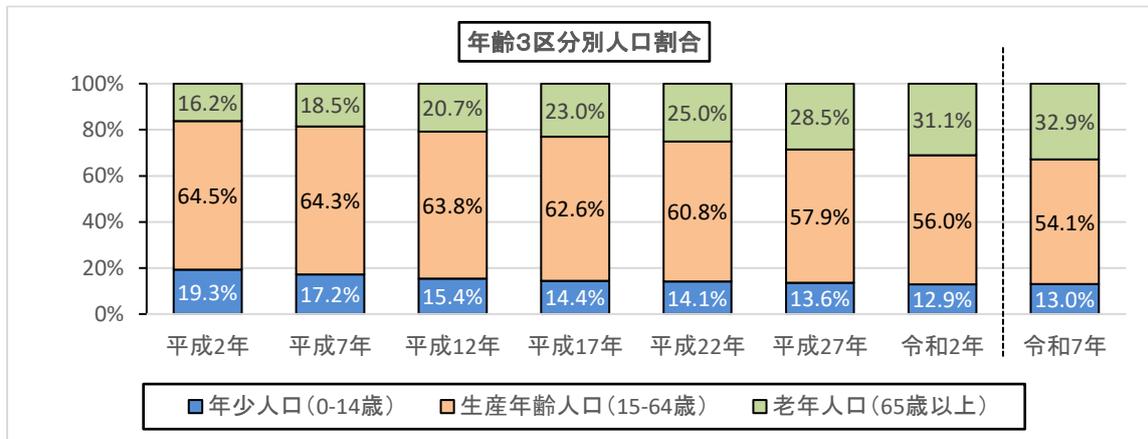
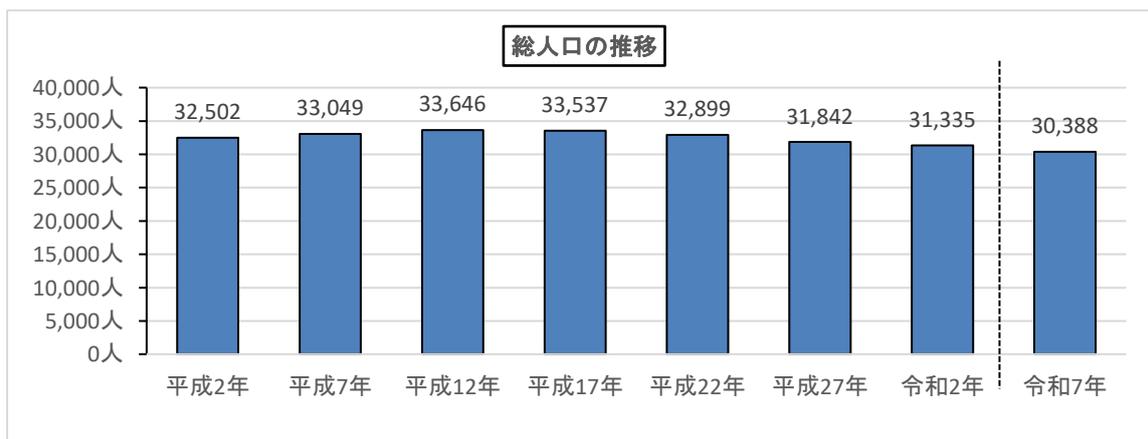
	平成 28年度	~	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	~	令和 12年度
第2期	計画期間										
第3期			見直し	計画期間							
第4期								見直し	計画期間		

3. 人口の状況

神埼市の人口は、平成2年の32,502人から平成12年の33,646人までは増加傾向で推移しており、その後、減少傾向に転じ、令和2年には31,335人となっています。

年齢3区分別人口割合をみると、14歳までの年少人口、15～64歳までの生産年齢人口の割合は年々減少していますが、65歳以上の老年人口は、年々増加しており、令和2年には31.1%と、3人に1人近くが高齢者となっており、少子高齢化が進行しています。

また、人口ビジョンによる将来推計でも、令和7年の人口はさらに減少し、更なる少子高齢化が進行すると予測されています。



資料:国勢調査(平成2年～平成27年)
神埼市(令和2年9月30日現在)
人口ビジョン(令和7年 将来推計)

4. 計画の方針

本市では、第2次神崎市総合計画において、市が目指す将来像を「幸せつなごう かんざき」とし、その実現のために、「“幸せ”感じる 暮らしやすいまちづくり」、「“幸せ”あふれる まちの魅力・誇りづくり」、「“幸せ”生み出す まちの働く場づくり」、「“幸せ”高める まちの基盤づくり」、「“幸せ”支える 健全な行財政運営」の5つの基本理念を掲げ、施策を進めています。

第2期地域福祉計画においては、「市民誰もが安心して住み続けられるまちをつくるためには、市民と行政が、また地域の中で市民同士が、お互いの立場・考え方を尊重しあい、支え合い・助け合いの気持ちをもって協力しながら取り組むことが何よりも大切」という認識のもと、『みんなで支え合い、笑顔あふれる神崎市』を基本理念としました。

本計画においては、前期計画における基本理念を基礎として、第2次神崎市総合計画の将来像を踏まえ『みんなで支え合い、誇りと笑顔あふれる神崎市』を新たな基本理念とし理念の実現に向けた取り組みを推進します。

基本理念

みんなで支え合い、 誇りと笑顔あふれる神崎市

基本理念である「みんなで支え合い、誇りと笑顔あふれる神崎市」の実現に向け、計画期間の5年間で実現すべきこととして、5つの基本目標を定め総合的に推進します。

基本目標 1

助け合いの心と地域交流の場づくり

①地域の交流・ふれあいの促進

- 「地域のつながり」を大切にし、あいさつや声かけ、地域交流・ふれあいを活性化します。
- 高齢者や障がい者、子ども、子育て家庭など、同じ仲間同士が集まれる場をつくり、交流・ふれあいを促進します。

市民一人ひとりの取り組み(自助)

- ◆地域の中で、積極的にあいさつや声かけを行いましょう。
- ◆自分の住む地域に関心を持ち、地域の行事に積極的に参加し、地域の中での交流を心がけましよう。
- ◆地域の団体・組織に関心を持ち、積極的に参加しましよう。

②交流・福祉活動の拠点確保

- 地域の様々な施設を有効に活用し、交流活動や福祉活動の拠点づくりを進めます。

市民一人ひとりの取り組み(自助)

- ◆公民館や集会所などの地域の施設を、交流活動や集いの場として活用しましよう。
- ◆公共施設を利用するにあたっては、マナーを守って使用しましよう。

③人権・福祉意識の醸成

- 性別や年齢、障がいの有無等に関係なく、市民同士がお互いを正しく理解し、尊重し合うことができるよう、福祉や人権問題についての教育や啓発活動を推進します。

市民一人ひとりの取り組み(自助)

- ◆福祉や人権にかかわる様々な問題に関心を持ち、講演会や学習会、交流行事等に参加しましょう。
- ◆障がいのことなど、福祉に関する正しい知識を身につけましょう。
- ◆障がいの有無や性別、国籍等にかかわりなく、お互いを尊重し、理解し合う気持ちを家庭の中で育みましょう。

基本目標 2

福祉サービスのしくみづくり

①福祉の情報提供の充実

- 市民誰もが、福祉制度やサービス等についての情報を、必要なときにいつでも入手できるよう、様々な手段や機会を活用して情報提供します。
- 高齢者や障がい者などに配慮した情報提供の方法を工夫し、誰にでもわかりやすい情報提供の充実に努めます。

市民一人ひとりの取り組み(自助)

- ◆福祉の制度やサービス、サービス提供事業者や施設に関心を持ち、情報の入手と正しい理解に努めましょう。
- ◆自分が役立つ情報を聞いた際は、積極的に周囲の人に伝えるようにしましょう。
- ◆高齢者や障がい者など、情報が伝わりにくい人が近所にいる場合は、声かけや情報の伝え手になるなど、できるだけ手助けしましょう。
- ◆広報紙やホームページなどの情報を確認しましょう。

②福祉の相談体制の充実

- 市民が福祉に関する様々な相談を気軽にできる体制づくりを進めます。
- 市民の相談事がスムーズに解決できるよう、様々な相談窓口間の連携強化等に取り組みます。

市民一人ひとりの取り組み(自助)

- ◆困りごとや不安を抱え込まないで、社会福祉協議会や民生委員児童委員等の地域の相談先や行政の相談窓口を積極的に活用しましょう。
- ◆困っている人がいたら声をかけ、行政や地域関係者の相談窓口を紹介してあげましょう。

③福祉サービスの利用体制の充実

- 市民のニーズに対応した質・量ともに十分な福祉サービスを確保するため、企業やNPO等の多様な担い手によるサービス提供を進めます。

市民一人ひとりの取り組み(自助)

- ◆自分の生活にかかわる様々な福祉サービスに関心を持ち、必要なサービスを利用しましょう。
- ◆行政や福祉サービス事業者に対して、サービスについての意見・要望や改善のアイデア等を積極的に伝えましょう。

④権利擁護体制の充実

- サービス利用者等の権利擁護や苦情解決、サービス評価などの仕組みづくりに取り組みます。

市民一人ひとりの取り組み(自助)

- ◆日常生活自立支援事業や成年後見制度などのサービス利用者の財産や権利を守る制度について理解を深め正しい知識を身に付けましょう。
- ◆悪質商法や振り込め詐欺等について関心を持ち、被害にあわないよう注意しましょう。
- ◆地域の見守り活動に積極的に参加し、隣近所の異変に気づいたら早急に民生委員児童委員や行政機関に連絡しましょう。
- ◆サービス事業者やサービス内容に関する意見や苦情は抱え込まずに、行政やサービス事業者に積極的に伝えましょう。

⑤生活困窮者への自立支援の充実

- 生活福祉資金貸付事業や、生活困窮者自立支援事業の周知を行うほか、関係機関と連携し、生活困窮者に対する支援に取り組みます。
- 子供の将来がその生まれ育った環境に左右されないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備し、子どもの貧困対策を推進する「子どもの貧困対策計画」を策定し、着実な実施を目指します。

市民一人ひとりの取り組み(自助)

- ◆日頃から地域とのつながりを大切にしましょう。
- ◆必要だと感じたら、相談窓口を活用しましょう。

⑥自殺対策を視野に入れた支援の充実

- 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざして、「自殺対策計画」に基づき、自殺予防対策の推進を図ります。

市民一人ひとりの取り組み(自助)

- ◆こころの健康に関心を持ちましょう。
- ◆悩みを一人で抱え込まずに相談しましょう。

基本目標 3

地域の助け合いの環境づくり

①民生委員児童委員、福祉団体等の活動の促進

- 民生委員児童委員や福祉の関わる団体の活動内容の周知などを行い、民生委員児童委員、福祉団体等の活動の促進を図ります。

市民一人ひとりの取り組み(自助)

- ◆自分の住んでいる地区の民生委員児童委員を知りましょう。
- ◆民生委員児童委員等の役割について理解し、その活動に積極的に協力しましょう。

②地域のネットワーク体制の充実

- 身近な地域単位で、市民や関係団体が連携して、支え合いのためのネットワークづくりや、支え合い・助け合い活動を推進します。

市民一人ひとりの取り組み(自助)

- ◆隣近所で声かけや助け合いを行いましょう。
- ◆民生委員児童委員や社会福祉協議会が行う活動に関心を持ち、積極的に活用しましょう。

③地域にあわせた取り組みの推進

- 地域の生活課題を整理し、地域のことは地域全体で解決するために行動しましょう。地域福祉活動計画を社会福祉協議会で策定し、地域単位での取り組みを進めます。

市民一人ひとりの取り組み(自助)

- ◆隣近所とのあいさつや声かけを日頃から行い、地域の連帯意識を深めておきましょう。
- ◆近所の高齢者のみ世帯へは、時々家を訪ねるなど安否確認を行いましょう。また、高齢者自身も家に閉じこもらずに、地域の行事や活動には積極的に参加し、長年培った知識と経験を活かしましょう。
- ◆子どもの登下校や安心して遊べるよう、外に出て声かけを行うなどの見守り活動を行いましょう。

④地域の要支援者の把握・理解促進

- 地域の中で互いに助け合えるよう日頃から近所づきあいをしたりして、いざという時に助け合える地域づくりに努めます。

市民一人ひとりの取り組み(自助)

- ◆隣近所に住む人に関心を持ち、声かけや日頃のあいさつなどを通じた交流を深め、地域にどのような人がいるのか把握しましょう。
- ◆困りごとを自分や家庭の中だけで抱え込まないようにしましょう。
- ◆身近な地域での助け合い活動や行事には積極的に参加し、地域の人との交流を深めましょう。

基本目標 4

地域福祉の担い手づくり

①NPO・ボランティア等の育成

- 市民がボランティアやNPOなどの活動に関心を持ち、参加できるよう、情報提供や活動しやすいしくみづくりを進めます。

市民一人ひとりの取り組み(自助)

- ◆活動の担い手となる人材の発掘・育成に協力しましょう。
- ◆地域のボランティア活動や自治会活動などの地域で行われている活動に関心を持ち、自分でできるボランティア活動をみつけ、参加しましょう。

②NPO・ボランティア活動等の促進

- 地域の様々な団体と連携し、地域福祉のための活動を促進します。

市民一人ひとりの取り組み(自助)

- ◆ボランティアやNPO等の活動に関心を持ち、参加しましょう。
- ◆ボランティアやNPO活動、地域活動等の活動内容をよく知り、活用しましょう。
- ◆社会福祉協議会が行う活動に関心を持ち、自分に合った活動に参加しましょう。

①地域ぐるみの防犯・防災対策の推進

- 子どもや高齢者、障がい者などを犯罪や災害から守るため、地域の防犯・防災意識を高め、地域ぐるみの防犯・防災活動を進めます。
- 平常時から地域で協力して避難支援体制や連絡体制を整えるとともに、防災などに関する情報を提供し、災害発生時や緊急時の支援体制の強化を図ります。

市民一人ひとりの取り組み(自助)

- ◆自主防災組織の設立など、避難行動要支援者を地域で支援するしくみづくりに取り組みましょう。
- ◆危険箇所等の点検調査や防災訓練の実施、防災マップ等の作成等、地域で防災対策を講じましょう。
- ◆警察、学校、PTA、民生委員児童委員等の関係団体が連携して、子どもの見守り等の防犯活動に取り組みましょう。
- ◆PTA等による防犯パトロールについて、住民の参加を促しながら活動を拡大し、通学路等の安全を確保しましょう。

②ユニバーサルデザインの推進

- 全ての人にやさしいユニバーサルデザインの視点に基づいて、道路や公共施設などの整備に取り組みます。
- 高齢者や障がい者などの交通弱者にとって使いやすい移動手段の確保に努めます。

市民一人ひとりの取り組み(自助)

- ◆ユニバーサルデザインについての理解を深め、全ての人々が利用しやすい生活環境づくりに協力しましょう。
- ◆高齢者や障がい者等の移動を手助けしましょう。
- ◆公共交通機関や巡回バスを積極的に利用しましょう。

5. 計画の進行管理

計画に盛り込んだ施策の進捗状況については、定期的な検証、把握を行い、PDCAサイクルのもとに評価し、ホームページなどによる公表を行います。

